

下水道法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等）</p> <p>第四条の四 令第五条の十二第一項第三号に規定する国土交通省令で定める排水施設は、暗渠である構造の部分^{（次）}を有する排水施設（次に掲げる箇所及びその周辺に限る。）であつて、コンクリートその他腐食しやすい材料で造られているもの（腐食を防止する措置が講ぜられているものを除く。）とする。</p> <p>一 下水の流路の勾配が著しく変化する箇所又は下水の流路の高低差が著しい箇所</p> <p>二 伏越室の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれ大きい箇所</p> <p>2 令第五条の十二第二項に規定する国土交通省令で定める公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、同条第一項第二号の規定による点検（前項に規定する排水施設に係るものに限る。）を行った場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存することとする。</p> <p>一 点検の年月日</p> <p>二 点検を実施した者の氏名</p> <p>三 点検の結果</p> <p>様式第二（第四条関係） （表紙）</p>	<p>（新設）</p> <p>様式第二（第四条関係） （表紙）</p>

公共下水道事業計画書

公共下水道管理者

工事着手の予定年月日

工事完成の予定年月日

備考

(略)

(第1表)

(略)

備考

- 1 分流式の公共下水道については、汚水に係る予定処理区域と雨水に係る予定排水区域とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水に係る予定排水区域を記載すること。分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の雨水に係る予定排水区域の記載については、調書中「予定処理区域」とあるのは「排水区」とあるのは「排水区」とする。

2・3 (略)

- 4 「排水区」とは、分流式の公共下水道の雨水管渠又は雨水公共下水道について吐口を有する排水系統が二以上ある場合においてそれぞれの排水系統により雨水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるものをいう。

(第2表)

(略)

備考

- 1 分流式の公共下水道については、汚水を排除すべき吐口と雨水を排除すべき吐口とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水を排除すべき吐口を記載すること。分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の雨水を排除すべき吐口の記載については、調書中「処

公共下水道事業計画書

公共下水道管理者

工事着手の予定年月日

工事完成の予定年月日

備考

(略)

(第1表)

(略)

備考

- 1 分流式の公共下水道については、汚水に係る予定処理区域と雨水に係る予定排水区域とに分けて記載すること。分流式の公共下水道の雨水に係る予定排水区域の記載については、調書中「予定処理区域」とあるのは「予定排水区域」と、「処理区」とあるのは「排水区」とする。

2・3 (略)

- 4 「排水区」とは、分流式の公共下水道の雨水管渠について吐口を有する排水系統が二以上ある場合においてそれぞれの排水系統により雨水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるものをいう。

(第2表)

(略)

備考

- 1 分流式の公共下水道については、汚水を排除すべき吐口と雨水を排除すべき吐口とに分けて記載すること。分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。

- 1 (略)
- 2 分流式の公共下水道については、汚水管渠と雨水管渠とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水管渠を記載すること。分流式の公共下水道の雨水管渠又は雨水公共下水道の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。
- 3 (略)
- 4 「摘要」の欄は、点検の方法及び頻度を記載すること。

(第4表)

処理施設調書								
終末処理場等の名称	位置	敷地面積 (単位 ヘクタール)	処理方法	処理方法	処理能力		計画 処理 人口	摘要
					晴天日 最大 単位 (立方メートル)	雨天日 最大 単位 (立方メートル)		
~~~~~								
終末処理場等の敷地内の主要な施設								
~~~~~								
終末処理場等の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要			

- 1 (略)
- 2 分流式の公共下水道については、汚水管渠と雨水管渠とに分けて記載すること。分流式の公共下水道の雨水管渠の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。
- 3 (略)
- 3 (新設)

(第4表)

処理施設調書								
終末処理場等の名称	位置	敷地面積 (単位 ヘクタール)	計画 放流 水質	処理方法	処理能力		計画 処理 人口	摘要
					晴天日 最大 単位 (立方メートル)	雨天日 最大 単位 (立方メートル)		
~~~~~								
終末処理場等の敷地内の主要な施設								
~~~~~								
終末処理場等の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要			

--	--	--	--	--	--

備考

- 1 この表は、法第2条第3号イに該当する公共下水道について記載すること。
- 2 「終末処理場等」とは、終末処理場及び終末処理場以外の処理施設をいう。
- 3 「計画放流水質」の欄は、令第5条の5第2項の規定により公共下水道管理者が定める計画放流水質を記載すること。
- 4 「処理方法」の欄は、令第5条の5第1項第2号の表の下欄に掲げる方法その他の下水を処理する方法の名称を記載すること。

(第5表)

(略)

備考

分流式の公共下水道については、汚水に係るポンプ施設と雨水に係るポンプ施設とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水に係るポンプ施設を記載すること。分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の雨水に係るポンプ施設の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。

(第6表)

(略)

備考

1 分流式の公共下水道については、汚水に係る貯留施設と雨水に係る貯留施設とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水に係る貯留施設を記載すること。分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の雨水に係る貯留施設の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。

--	--	--	--	--	--

備考

(新設)

- 1 「終末処理場等」とは、終末処理場及び終末処理場以外の処理施設をいう。
- 2 「計画放流水質」の欄は、令第5条の5第2項の規定により公共下水道管理者が定める計画放流水質を記載すること。
- 3 「処理方法」の欄は、令第5条の5第1項第2号の表の下欄に掲げる方法その他の下水を処理する方法の名称を記載すること。

(第5表)

(略)

備考

分流式の公共下水道については、汚水に係るポンプ施設と雨水に係るポンプ施設とに分けて記載すること。分流式の公共下水道の雨水に係るポンプ施設の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。

(第6表)

(略)

備考

1 分流式の公共下水道については、汚水に係る貯留施設と雨水に係る貯留施設とに分けて記載すること。分流式の公共下水道の雨水に係る貯留施設の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。

- 2 分流式の公共下水道については、汚水管渠と雨水管渠とに分けて記載すること。雨水流域下水道に接続する公共下水道の汚水管渠の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「処理区」と、分流式の公共下水道の雨水管渠の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「排水区」とする。
- 3 「延長」については、10メートル未満の端数を四捨五入して記載すること
- 4 「摘要」の欄は、点検の方法及び頻度を記載すること。

様式第六（第八条関係）

特定施設設置届出書

(略)

下水道法第12条の3第1項（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の3第1項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第七（第九条関係）

特定施設使用届出書

(略)

〔下水道法第12条の3第2項（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の3第3項（下水道法第25条の18第1項において

準用する同法第12条の3第2項）

〕の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第八（第十条関係）

- 2 分流式の公共下水道については、汚水管渠と雨水管渠とに分けて記載すること。雨水流域下水道に接続する公共下水道の汚水管渠の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「処理区」と、分流式の公共下水道の雨水管渠の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「排水区」とする。
- 3 「延長」については、10メートル未満の端数を四捨五入して記載すること。

様式第六（第八条関係）

特定施設設置届出書

(略)

下水道法第12条の3第1項（下水道法第25条の10第1項において準用する同法第12条の3第1項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第七（第九条関係）

特定施設使用届出書

(略)

〔下水道法第12条の3第2項（下水道法第25条の10第1項において準用する同法第12条の3第3項（下水道法第25条の10第1項において

準用する同法第12条の3第2項）

〕の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第八（第十条関係）

特定施設の構造等変更届出書

(略)

下水道法第 12 条の 4 (下水道法第 25 条の 18 第 1 項において準用する同法第 12 条の 4) の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第十 (第十二条関係)

氏名変更等届出書

(略)

氏名 (名称、住所、所在地) に変更があつたので、下水道法第 12 条の 7 (下水道法第 25 条の 18 第 1 項において準用する同法第 12 条の 7) の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第十一 (第十二条関係)

特定施設使用廃止届出書

(略)

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第 12 条の 7 (下水道法第 25 条の 18 第 1 項において準用する同法第 12 条の 7) の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第十二 (第十三条関係)

承継届出書

(略)

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第 12 条の 8 第 3 項 (下水道法第 25 条の 18 第 1 項において準用する同法第 12 条の 8 第 3 項) の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

特定施設の構造等変更届出書

(略)

下水道法第 12 条の 4 (下水道法第 25 条の 10 第 1 項において準用する同法第 12 条の 4) の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第十 (第十二条関係)

氏名変更等届出書

(略)

氏名 (名称、住所、所在地) に変更があつたので、下水道法第 12 条の 7 (下水道法第 25 条の 10 第 1 項において準用する同法第 12 条の 7) の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第十一 (第十二条関係)

特定施設使用廃止届出書

(略)

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第 12 条の 7 (下水道法第 25 条の 10 第 1 項において準用する同法第 12 条の 7) の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第十二 (第十三条関係)

承継届出書

(略)

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第 12 条の 8 第 3 項 (下水道法第 25 条の 10 第 1 項において準用する同法第 12 条の 8 第 3 項) の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第十四 (第十六条関係)

(表)

上記の者は、下水道法第 13 条第 1 項 (下水道法第 25 条の 18 第 1 項において準用する同法第 13 条第 1 項) の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。

(略)

(裏)

(裏)

下水道法抜粋

(排水設備等の検査)

第 13 条 (略)

(準用規定)

第 25 条の 18 第 7 条から第 8 条まで、第 11 条の 2、第 12 条から第 12 条の 9 まで、第 12 条の 11 から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条の 2 まで、第 21 条から第 23 条の 2 まで及び第 25 条の規定は、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)について準用する。

様式第十四 (第十六条関係)

(表)

上記の者は、下水道法第 13 条第 1 項 (下水道法第 25 条の 10 第 1 項において準用する同法第 13 条第 1 項) の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。

(略)

(略)

(裏)

下水道法抜粋

(排水設備等の検査)

第 13 条 (略)

(準用規定)

第 25 条の 10 第 7 条、第 8 条、第 11 条の 2、第 12 条から第 12 条の 9 まで、第 12 条の 11 から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条の 2 まで、第 21 条から第 23 条まで及び第 25 条の規定は、流域下水道 (雨水流域下水道を除く。) について準用する。

様式第十五 (第十八条関係)
(表紙)

流域下水道事業計画書

流域下水道管理者
工事着手の予定年月日
工事完成の予定年月日

様式第十五 (第十八条関係)
(表紙)

流域下水道事業計画書

流域下水道管理者
工事着手の予定年月日
工事完成の予定年月日

備考
用紙は、日本工業規格 A 4 を標準とし、以下の各表において同様とすること。

(第 3 表)

管渠調査								
流域下水道処理区 の名称	幹線名	位置		最大内の り寸法 (単位 ミリ メートル)	最小内の り寸法 (単位 ミリ メートル)	延長 (単位 メートル)	点検 箇所 の数	摘要
		起点	終点					
		計						

- 備考
- 1 「主要な管渠」とは、第 3 条第 1 項に規定する管渠をいう。
 - 2 分流式の流域下水道 (雨水流域下水道を除く。) については、汚水管渠と雨水管渠とに分けて記載し、雨水流域下水道については、雨水管渠を記載すること。分流式の流域下水道の雨水管渠の記載については、調書中「流域下水道処理区」とあるのは「流域下水道排水区」とする。
 - 3 「延長」については、10 メートル未満の端数を四捨五入して記載すること。

備考
用紙は、日本工業規格 A 4 を標準とし、以下の各表において同様とすること。

(第 3 表)

管渠調査							
流域下水道処理区 の名称	幹線名	位置		最大内の り寸法 (単位 ミリ メートル)	最小内の り寸法 (単位 ミリ メートル)	延長 (単 位 メー トル)	摘要
		起点	終点				
		計					

- 備考
- 1 「主要な管渠」とは、第 3 条第 1 項に規定する管渠をいう。
 - 2 分流式の流域下水道 (雨水流域下水道を除く。) については、汚水管渠と雨水管渠とに分けて記載し、雨水流域下水道については、雨水管渠を記載すること。分流式の流域下水道の雨水管渠の記載については、調書中「流域下水道処理区」とあるのは「流域下水道排水区」とする。
 - 3 「延長」については、10 メートル未満の端数を四捨五入して記載すること。

4 「摘要」の欄は、点検の方法及び頻度を記載すること。

(新設)